

保護者のみなさまへ

食物アレルギー対応について

池田市教育委員会

(令和 8 年度)

目次

■ 除去食の取扱いについて	1
1. 除去食対応について	1
①対応食品について	1
②小麦・乳アレルギー対応について	1
③乳アレルギー、その他疾患について	1
2. 給食センターでの対応	2
・ 調理から本人に届くまで	3
・ 除去する場合に対象となる食品の例	4
3. 学校園での対応	5
・ ~保護者の方へ（お願い）～ 準備物について	5
■ 学校給食における食物アレルギー対応を希望される方へ	6
1. 除去食申込みについて	6
2. 申請の解除について（申請の解除方法）	6
■ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出について	7
①提出対象者について	7
②書類配付について	7
③提出について	7
■ 学校生活管理指導表の記入例	8
■ 学校生活管理指導表の提出に関するフローチャート	9
①食物アレルギー・アナフィラキシーショック	9
②気管支ぜん息	10
③除去食の申込み	11
④幼稚園の対象者	12
■ アレルギー連絡用献立表について【幼稚園・小学校のみ配付】	13
・見本、記入例	13, 14
・幼稚園	15
・小学校	15
・中学校	15
■ 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合	16
■ 給食費について	16
■ 食物アレルギーの対応Q & A	17~21
■ 参考資料	21

除去食の取扱いについて

集団給食、共同調理の形態の中で、アレルギー対応調理室の限られたスペースで、卵類の除去を実施しています。また、パンと飲用牛乳の除去も対応しています。

I. 除去食対応について

①対応食品について

「卵類（鶏卵・うずら卵）」を含む食品については、原因食物の完全除去対応とします。また、パン、飲用牛乳（紙パック 200cc）も対応いたします。多段階対応はしません。また、「いくら・えび・かに・くるみ・そば・落花生（ピーナッツ）」を含む食品と、「生卵」は学校給食には使用しません。※令和8年度より、「魚卵」は副食除去の対象外となりました。



②小麦・乳アレルギー対応について

小麦・乳アレルギーの対応食の提供はしておりません。通常食、除去副食ともに小麦・牛乳・乳製品は使用しています。

③乳アレルギー、その他疾患について

乳糖不耐症などその他疾患（※）は、食物アレルギーではありませんが、同様に飲用牛乳を中止します。

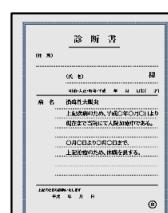
（※）「医療機関の診断書」と【様式8】「除去食申込み書／取消し書」を提出してください。

●乳アレルギーと診断があり除去をする場合

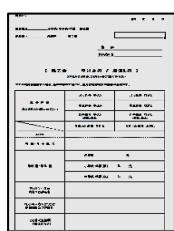


学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

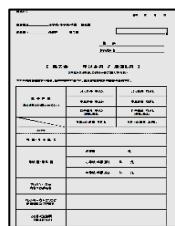
●乳アレルギーではなく、乳糖不耐症などの疾患と診断があり除去をする場合



医療機関発行の診断書（見本例）



【様式8】「除去食申込み書／取消し書」



【様式8】「除去食申込み書／取消し書」

2. 給食センターでの対応

● 調理工程について（副食）

- ① 給食の副食（おかず）から卵類を除去して調理しますが、除去のみでは品数が減るものや味付けが困難なものは代替食材、または代替品で対応します。
- ② 調理工程では、下処理と切裁及び計量作業は全て共通の同一ライン
【調理から本人に届くまで】：P.3 参照】で行います。
(下処理：開封、皮むき、へた取り、おおまかな切裁、3回水洗い)
- ③ 下処理段階での卵の処理順は、他の材料との混同や接触を避けるため最後に行います。
- ④ 卵類を含む料理の場合は、卵類を投入する直前まで通常食と同じ釜で調理し、専任の調理担当者がアレルギー対応調理室（※）で仕上げ、個別容器に配食します。
- ⑤ 揚げ物、焼き物は、卵類のない日でも通常食とは別でアレルギー対応調理室で調理します。
- ⑥ 卵類使用の有無にかかわらず、毎日、名前入り個別容器（2~3個）に入れます。



※アレルギー対応調理室での作業

- ・ 除去食調理者は専任で作業します（卵類製品を扱うものは除去食の作業を行いません）
- ・ 下処理では卵を入れる容器類（バケツ、ざる）及び器具は専用にし、表示して区分します。
- ・ 使用する器具類（包丁、まな板等）、容器類（ボール、バット等）も専用の物を使用し、洗浄・消毒も区別します。
- ・ 個別容器は通常食とは別の洗浄機で洗い、アレルギー対応調理室で殺菌・保管します。
(ただし、食器や食器具は共通です)

● 配送・洗浄について

- ① 個別容器を専用のかごに詰めて、副食用ワゴンに入れて学校園に配送します。
- ② 使用後の食器と食器具は洗浄機を区別することは出来ず同ラインの洗浄となります。個別容器の洗浄は、アレルギー専用ラインで洗浄します。



● 献立表について

- ① 除去食申込み者用に「献立表」を発行し、除去食献立名に★印を表記しています。
- ② 毎月、希望される方に「除去副食メニュー表」をお渡ししています。（学校園へ配布）

（例）除去副食メニュー表

日付	個別容器の料理			ビニール袋	備考欄
	保温容器	角型容器	角型容器		
4日	そうめんすましじる	ぶりてりやき	小松菜のお浸し		
5日	カレーシチュー	やさいサラダ		ミニゼリー (りんご)	

調理から本人に届くまで

作業区分	作業内容	通常食	アレルギー対応調理室	
			卵類を含まない メニューの場合	卵類を含む メニューの場合
下処理室	外箱はずし・包装の開封	 <p style="text-align: center;">一般調理</p>		
	皮むき・へた取り			
	大まかな切裁			
	洗浄(3回)			
調理室	切裁	 <p style="text-align: center;">分離</p>		
	計量			
	材料容器替え、一時保管			
	中間処理（茹で等加熱含む）			卵が入る直前に通常食とは別ルートにし、アレルギー対応調理室で除去食を調理します。
	仕上げ調理			
	配食			アレルギー対応調理室で名前入り個別容器に配食します
搬出・運搬	給食センターから搬出	クラス別コンテナー	個別容器を学校毎の専用のかごに詰めます。	
	コンテナー積み込み	主食用コンテナー 副食用コンテナー	専用かごを副食コンテナーに積み込んで運搬します。食器・食器具は通常食と同じ物になります。	
学校	コンテナーの移動	各配膳室	副食コンテナーから専用かごを取り出します。	
	除去食のセット	——	個人名入り手提げ袋に個別容器をセットします。	
本人	容器、食器の受取りと返却方法	コンテナーから取り出し、使用後は元のコンテナーに戻す	手提げ袋に入った除去食を所定の場所（職員室）で受け取ります。食後は、個別容器を手提げ袋に戻して職員室に返します。食器と食器具はクラスの食器かごに返します。	

※使用後の食器と食器具は同ラインでの洗浄となります。通常食と作業を一括して行うものは、「コンタミネーション（微量混入）」を避けられません。このため、微量で発症するアナフィラキシー症状がある児童等は、学校給食対応の対象になりません。

除去する場合に対象となる食品の例

《卵を使用した献立の例》

1、半加工品

- ・だし巻き卵
- ・オムレツ



2、調味料

- ・マヨネーズ
- ・タルタルソース



3、麺類

- ・卵麺

4、焼き菓子、デザート

- ・洋焼菓子（ケーキ、クレープ、ドーナツ等）

使用する場合は、除去または、代替品をアレルギー対応調理室で調理し、専用容器に盛り付けし、各学校園へ配達します。

《原材料を確認後、使用する食品の例》

1、揚げ物

- ・フライ類（コロッケ、トンカツ、魚フライ、フリッター等）
- ・天ぷら類

2、半加工品

- ・お好み焼、ハンバーグ、肉団子、その他半加工品

3、練り製品類

- ・かまぼこ、ちくわ、魚そうめん、ハム、ソーセージ、ベーコン、等



4、麺類

- ・中華麺、フライ麺、やきそば麺等

5、焼き菓子、デザート

- ・和菓子（まんじゅう等）
- ・洋焼菓子（ケーキ、クレープ、ドーナツ等）

6、その他

- 味付け海苔、ふりかけ類

半製品の原材料に卵類の使用がないことを確認したうえで使用し、毎月の献立表に使用する物資の配合内容を記載します。

また、年間を通して使用する調味料等の配合表は学校園に配布しています。

（※必要とされる方は各学校園までお申し出下さい。ホームページでもご覧いただけます）

3. 学校園での対応

● 配膳・配食・返却について

- ① 家庭より用意した手提げ袋を持って、職員室に本人が取りに行きます。
- ② 教職員に学年組、名前を伝え、個人名入り手提げ袋（※）に入れて教室へ持ち帰ります。
(個別容器（2~3個）には名前を貼付していますが、児童等への除去食は全て同じものです)
- ③ 教室に配膳された食器を取りに行き、自席で個別容器から移し替え盛り付けます。
- ④ 主食（ご飯またはパン）を給食当番から受け取ります。
※パン除去の場合は受け取りません。
※揚げパンは個別容器等に入り、除去副食として職員室で受け取ります。
- ⑤ 牛乳、個袋（ジャム等）、学校直送品（デザート等）は従来どおりクラスで配ります。
- ⑥ 返却方法は、クラスで配られたものはクラスの片付けの中で返します。職員室で受け取った容器は手提げ袋に入れて職員室に返しに行きます。

幼稚園・中学校では、個人名入り手提げ袋は不要です。

幼稚園での対応については、園により異なりますので各園にご確認ください。



～保護者の方へ（お願い）～

準備物について

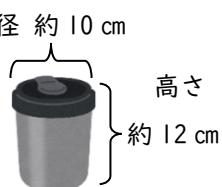
職員室において除去食を個人へ確実に渡すため個人専用の手提げ袋の持参をお願いしています。

※名前入りの手提げ袋（A・B の容器が入る大きさのもの）を各自でご用意ください。

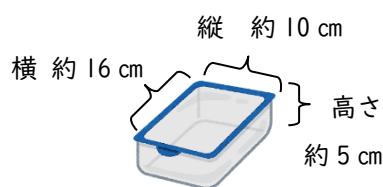
参考 容器サイズ（サイズは少し変わることがあります）

（下記 A・B の容器は給食センターで用意します）

A：筒状容器（1個）



B：四角容器（1~2個）



（※）ご準備していただくもの
(小学校のみ)

手提げ袋（サイズ）



- ・ 集団給食の範囲で出来る、限られた除去食対応のため、本誌の調理内容や給食対応を検討いただき、医師の診断・指導をもとに申し込んでください。
- ・ 除去副食用の献立表を発行しますので、食品等をご確認ください。
- ・ 食品の除去が基本のため代替品を入れないことがありますのでご了承ください。
- ・ 調理品を入れる個別容器は2~3個（2~3品分）となります。

△通常食用の食缶内の汁もの、おかず類のおかわりは事故防止のため禁止です。

学校給食における食物アレルギー対応を希望される方へ

1. 申込みについて

- ・ 除去食の申し込みは保護者が医師の診断・指導をもとに判断して申し込んでください。
- ・ 【様式8】「除去食・申込書/取消し書」と合わせて医師記載の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校園に提出してください。
- ・ 年度の途中で新たに申込む場合は、対応開始月の前月20日までに学校園に提出してください。
※提出日を過ぎた場合は翌々月からの対応といたします。
- ・ 申し込みの変更は、他の除去対応と同様に原則として年間1回とします。

※「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出について→P.7

2. 申請の解除について

医師の診断により、学校給食における食物アレルギー対応の必要がなくなった場合は、診断内容が記載された「学校生活管理指導表」と【様式8】「除去食申込み書/取消し書」を提出してください。1年以内の場合は、提出済の学校生活管理指導表を学校園から受取り、主治医または専門医へ受診し、医師に「管理不要」である旨の記載と日付の更新をしてもらい学校園に提出してください。1年以内であっても、新たな用紙に記載していただいても結構です。

申請の解除方法

《学校生活管理指導表が未提出の場合》

- ① 【様式8】「除去食申込み書/取消し書」
- ② 【学校保健会様式】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
 - ・学校園から記入用紙を受け取り、医療機関を受診し、医師に記載してもらう。

《学校生活管理指導表を提出済の場合》

- ① 【様式8】「除去食申込み書/取消し書」
- ② 【学校保健会様式】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
 - ・新たに医師に記載してもらう。
 - ・または
 - ・提出済のものを学校園から受け取り、主治医へ除去食の解除の可否を確認し、その旨の記載と日付の更新をしてもらう。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出について

本市では、（公財）日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」および文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいて、学校園で安全に生活して頂くために、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出をお願いしております。

以下に該当される方は、学校園で必要書類をお受け取りいただくか、下記QRコードより市のホームページに入りダウンロードしてください。

① 提出対象者について

- ・除去食（卵類の除去副食・飲用牛乳・パン）を希望される方
- ・エピペン®（アドレナリン自己注射薬）の処方を受けている方（体重制限により内服薬を処方されている場合も含む）
- ・アナフィラキシー既往歴がある方

△上記対象の方で、気管支ぜん息等の経過診察中で医師が学校園での配慮を必要と認めた場合には、その対象欄にもご記入ください。

↳ 詳しくは、[学校生活管理指導表の提出に関するフロー チャート\(P. 9\)](#)をご確認ください。

② 書類配付について

※様式一覧をご確認ください。

（提出締切等、詳細は各様式に記載しています）

③ 提出について

1. 医師の診断を受け、記入・捺印をもらってください。
2. 学校園の全教職員及び関係機関で共有する必要がありますので、保護者同意欄へご署名ください（裏面）。
3. 以下の症状のみの場合は、医師の記入は不要です。
 - ・アトピー性皮膚炎
 - ・アレルギー性結膜炎
 - ・アレルギー性鼻炎ただし、医師の判断により、学校園での配慮が必要な場合には記入を依頼してください。
4. 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）ほか、文書料、検査料について、費用が発生する場合は、保護者負担をお願いします。また、保険適用になる場合がありますので、保険証を提示の上、医師へご相談ください。
5. 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が遅れる場合には【様式10】「遅延届」を期日までに提出してください。※除去食を希望の場合、遅延届のみでの除去食申込みはできません。管理指導表と【様式8】除去食申込書の提出後から除去が可能です。

提出にあたってのご不明な点など、「学校における食物アレルギーの対応Q&A」をご確認ください。
また、ご質問に関しても遠慮なく、学校園または学校給食センターまでお問い合わせください。



池田市ホームページ

「学校給食センター」→「アレルギー対応について」

学校給食センター 072-751-8311・8312

保護者記入欄

醫師記入欄

学校生活管理指導表の記入例

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

ふりがな 名前 (男・女) 年 月 日 生 年 組							提出日 年 月 日
アトピー性皮膚炎 <small>(あり・なし)</small>	病型・治療			学校生活上の留意点			記載日
	<p>A 重症度のめやす(厚生労働省研究班)</p> <p>1. 軽症: 面積に關係なく、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症: 他の炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症: 他の炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症: 他の炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 * 軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 * 最重症の皮疹: 痘瘍、紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p>			<p>A ブール指導及び最時間の室外屋下での活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p>			医師名
アレルギー性結膜炎 <small>(あり・なし)</small>	B-1 常用する外用薬	B-2 常用する内服薬	B-3 常用する注射薬				記載日
	1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロリビック®」) 3. 保湿剤 4. その他 ()	1. 抗ヒスタジン薬 2. その他	1. 生物学的製剤				医師名
アレルギー性鼻炎 <small>(あり・なし)</small>	病型・治療			学校生活上の留意点			記載日
	<p>A 病型</p> <p>1. 通常性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()</p> <p>B 治療</p> <p>1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()</p>			<p>A ブール指導</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 屋外活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C その他の記述・管理事項(自由記述)</p>			医師名
アレルギー性鼻炎 <small>(あり・なし)</small>	病型・治療			学校生活上の留意点			記載日
	<p>A 病型</p> <p>1. 通常性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬</p> <p>B 治療</p> <p>1. 抗ヒスタジン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(グニースキ)</p>			<p>A 屋外活動</p> <p>1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B その他の記述・管理事項(自由記述)</p>			医師名
<small>(年1回)</small> <small>(公財)</small>	※必ずお読みいただき、ご署名をお願いいたします。						
学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。							
保護者氏名 _____							
<small>日本学生健康会作成</small>							

学校生活管理指導表の提出に関するフローチャート

◆ 「学校生活管理指導表」を提出するのは下に該当する方です。

① 食物アレルギー・アナフィラキシーショック



未受診の場合は受診し、医師の指示を受けてください。指示がなければ提出の必要はありません



専門医に受診し、医師より「食物アレルギー疾患」とあると診断された

いいえ

提出の必要はありません

特定の食物を食べて、じんましんや呼吸困難、血圧低下等のアレルギー反応がおきたことがある

いいえ

※除去食の申込みを希望される方は提出が必要です

医師より「学校給食に配慮が必要」という指示を受けている

いいえ

はい

「学校生活管理指導表」と【様式8】「除去食申込み書/取消し書」を学校園に提出してください

※学校給食で使用されない食材（いくら・えび・かに・くるみ・そば・落花生（ピーナッツ）、生卵）のみに配慮が必要な場合、提出の要否を医師に確認してください。

※アナフィラキシー既往歴が幼少期であり、現在まで通院していないなど、学校園での配慮が不要の場合には提出の必要はありません。

② 気管支ぜん息



未受診の場合は受診し、医師の指示を受けてください。指示がなければ提出の必要はありません



気管支ぜん息の発作がこの1年間でたびたびある

いいえ

提出の必要はありません

はい



専門医に受診し、治療・投薬を受けており、医師より運動や生活に配慮するよう指示を受けている

いいえ

※除去食の申込みを希望される方は提出が必要です

はい



「学校生活管理指導表」を学校園に提出してください

※除去食を申し込まれる場合には、除去食申込み書もあわせて提出してください。

③ 除去食の申込み



未受診の場合は受診し、医師の指示を受けてください。指示がなければ提出の必要はありません



除去副食（卵類のみ除去）、飲用牛乳、パンの除去を申込みたい

はい



食物アレルギーがある

いいえ

乳糖不耐症（疑い）、食物不耐症などの疾患がある

はい



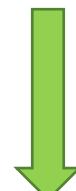
専門医に受診し、医師より食物アレルギー食物アレルギー疾患であると診断があり、「学校給食での配慮が必要」と指示を受けている

いいえ

提出の必要はありません

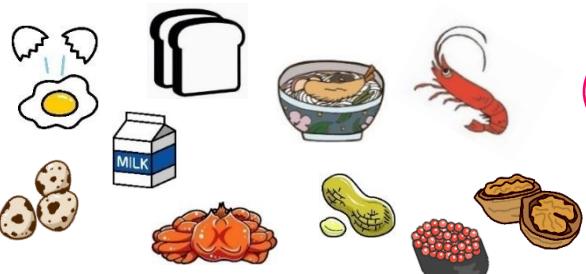
※除去食の申込みを希望される方は「学校給食での配慮は不要」と診断されても提出は必要です

はい



「学校生活管理指導表」と【様式8】「除去食申込み書／取消し書」を学校園に提出してください

④ 幼稚園の対象者

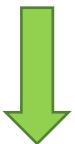


未受診の場合は受診し、医師の指示を受けてください。医師の指示がなければ提出の必要はありません



食物アレルギーがある、または疑いがある

はい



原因物質が特定している

いいえ



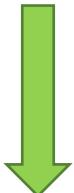
鶏卵、牛乳・乳製品、パン
のアレルギーである

園での面談

いいえ



はい



「学校生活管理指導表」と【様式8】「除去食申込み書／取消し書」を
園に提出してください

アレルギー連絡用献立表について【幼稚園・小学校のみ配付】

卵類以外のアレルギー原因物質がある児童等で、日によって食べられない献立があるなど、学校園との連絡用献立表を作成しております。毎月の「アレルギー連絡用献立表（通常食用）」（保護者へ2部）で保護者の責任において、お子さまが食べられない献立を確認し、献立名に「○」をつけ1部を学校園へ提出してください。

小学校は、保護者の指示により、原因物質の献立の配膳をしないあるいは家庭からの代替おかげの対応とし、幼稚園は、食べられない献立がある日は、弁当の持参をお願いします。

※卵類とその他アレルギー原因物質がある場合は、「アレルギー連絡用献立表（除去副食用）」になります。

※家庭からの代替おかずまたは弁当は、原則、教室での保管になります。(学校園により保管場所の対応は異なります)

※「アレルギー連絡用献立表(通常食または除去食)」は申込書の提出が必要です→別紙【様式9】

見本

※次のページに説明があります。

記入例1

記入例2

記入例3

記入例1

令和〇年4月分 アレルギー連絡用献立表

今月は 食べられない献立が	あります	・ ありません
---------------	------	---------

<記入方法>

太い赤ペンで記入してください。

その月に食べられない献立がない場合には、ありませんに「〇」をつけてください。

記入例2

(2) 年 (1) 組 名前 (●● ●●●)

アレルギー原因物質（アレルゲン）に〇をつけてください。その他の場合は、ご記入ください
卵・乳 <u>小麦</u> ・えび・かに・くるみ・落花生 <u>その他</u> (●●)

<記入方法>

太い赤ペンで記入してください。

その月に食べられない献立がない場合には、ありませんに「〇」をつけてください。

記入例3

日・曜日	1 (水)
こ	コッペパン
ん	さくらにゅう
だ	ナーオンスープ
て	ささみチーズフライ
	ホテルサラダ
	コッペパン 1コ
	普通牛乳 1本
カットウインナー	15
玉ねぎ	30
キャベツ	15
ソテードオニオン	10
人参	8
パセリ(乾)	0.02
淡口しょうゆ	4
コンソメスープの素	1
食塩	0.2
こしょう	0.02
さ	ささみチーズフライ (50g) 1コ
り	揚げ油 4
よ	まぐろ油漬 8
う	カットボテト 25
きゅうり	5
ホールコーン	5
ノンエッグマヨ	7
砂糖	0.5
食酢	0.5
食塩	0.08
保護者 通信欄	家からおかず持参
学校 確認欄	印 または サイン

<記入方法>

太い赤ペンで記入してください。

- ①食べられない献立名、 食材に「〇」印をつけてください。
- ②かわりのものを持参する場合は、 保護者通信欄に記入してください。

※食べられない材料だけを省くことはできません。

食べられない食材がある場合、ご家庭より代替のおかずをご持参ください。

保護者通信欄
家から持参する場合に記入
や学校への連絡事項等

学校確認欄
学校（担任）の確認欄
必ず確認し、
押印またはサイン

※対応方法は、幼稚園、小学校、中学校で異なります。以下をご確認ください。

« 幼稚園 »

- ①毎月献立表と一緒に配布する「アレルギー連絡用献立表（通常食用）」（卵類除去用は「アレルギー連絡用除去副食献立表」）に、保護者の責任においてお子さまが食べられない献立を確認し、献立名と原因となる食材に「○」をつけ、園へ提出してください。
- ②その日の献立において、アレルギーの原因となる食品や食材が入っているものは除去ができないため、多段階対応および配膳はしません。アレルギーの原因となるものが一つでもある場合には、安全を最優先とするため、家庭から弁当持参でお願いします。その場合、月の献立により、食べられない日が異なるため、日単位での給食費の返金はありません。

※その月の献立て食べられない食品及び食材が多い場合には、園にご相談ください。

« 小学校 »

- ①毎月献立表と一緒に配布する「アレルギー連絡用献立表（通常食用）」（卵類除去用は「アレルギー連絡用除去副食献立表」）に、保護者の責任においてお子さまが食べられない献立を確認し、献立名と原因となる食材に「○」をつけ、小学校へ提出してください。
- ②汁物や和え物など、アレルギーの原因となる食品や食材が入っているものは除去ができないため、配膳はしません。安全を最優先とするため、多段階対応はしません。食べられない食材が出る場合には、家庭から弁当を持参するようにしてください。
「○」をつけた食材を取り除いて食べる等の対応はできません。
- ③原因物質の少量喫食が可能になった場合でも、多段階の対応は不可とし、“食べるか食べないか”の二者択一の対応といたします。

« 中学校 »

- ①毎月配布する献立表（通常食用・除去副食用）で保護者の責任においてお子さまが食べられない献立を確認し、汁物や和え物など、アレルギーの原因となる食材が多い時、あるいはお子さま自身で除去が難しい献立等、家庭より代替のおかず等を持参してください。
- ②原因物質の少量喫食が可能になった場合でも、多段階の対応は不可とし、“食べるか食べないか”の二者択一の対応といたします。

弁当対応の考慮対象

※下記（ア）～（カ）に該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します

極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

（ア）調味料・だし・添加物の除去が必要

（イ）加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。

（注意喚起例＊）

*同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

*原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

*えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

（ウ）多品目の食物除去が必要

（エ）食器や調理器具の共用ができない

（オ）油の共用ができない（揚げ油の再使用含む）

（カ）その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

給食費について

① パン、飲用牛乳については、除去による給食費の返金があります。

② 多品目の食物除去が必要で医師の診断・指導により弁当対応になる場合は、給食費の徴収はありません。但し、飲用牛乳のみを申し込まれる場合には、牛乳代金のみお支払いください。（日ごとの変更はできません）

③通常食、除去副食ともに同額です。

申込書は学校園でお受取りいただきか下記 QR コードより出力してください。



池田市ホームページ

「学校給食センター」→「アレルギー対応について」

その他、わからないことや心配なことは遠慮なく、学校園にご相談ください

◆学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出について◆**Q1：学校生活管理指導表はどのような人が提出が必要ですか？**

A：アレルギー疾患により学校生活の中で特別な配慮が必要な人は提出が必要です。特にエピペン[®]の処方がある、アナフィラキシー既往歴のある人が対象となります。食物アレルギー疾患があり、新たに除去食を申し込まれる場合にも提出をお願いしています。また、学校園が必要と認めた場合には提出をお願いします。

Q2：学校生活管理指導表を提出するかどうかは誰が判断したらよいですか？

A：医師からアレルギー疾患と診断され、特別な配慮が必要と認められた場合に提出が必要です。

Q3：学校生活管理指導表の提出は毎年必要ですか？

A：アレルギー疾患は1年のうちに症状が変化したり、新たに別の症状が発症する可能性があるため、1年ごとまたは症状に変化があった場合はその都度更新する必要があります。

Q4：アレルギーの症状が非常に軽い場合でも、学校生活管理指導表の提出が必要ですか？

A：学校園での配慮は必要ないと医師が診断した場合、提出は不要です。ただし、除去食を申し込まれる場合には、学校生活管理指導表と除去食申込み書の提出が必要です。

Q5：学校生活管理指導表に記載する「緊急時連絡先」には、どのような医療機関名を記入したらよいですか？

A：「緊急時連絡先」とは、アナフィラキシー症状や気管支ぜん息の発作で、緊急処置が必要な状態にあり、一刻も早く医療処置が受けられる医療機関を想定します。主治医が緊急処置も可能ということであれば、記入してもらってください。アレルギーがある全ての児童生徒等が記入しなければいけないものではありません。
ただし、エピペン[®]処方がある、アナフィラキシー既往歴がある人は医師及び保護者記入は必須になります。

Q6：記載を医師に依頼する際、文書料は発生しますか？

A： 文書料が発生する場合もあります。実際に料金が発生するかどうかは各医療機関の判断になります。

Q7：食物アレルギーがあり医療機関へ受診したが、主治医から記載の必要がないと診断を受けた場合、学校生活管理指導表の提出は不要ですか？

A： 学校生活上での管理が不要であっても、除去食を申し込まれる場合には、提出が必要です。

Q8：アナフィラキシーの既往歴はありますが、幼少期に発症以来受診していません。学校での配慮も必要ありません。その場合、提出は不要ですか？

A： 主治医より、一旦完治との診断が出ており、かかりつけ医の特定もない場合、学校生活管理指導表の提出は不要です。

Q9：アナフィラキシーの既往があり、エピペン®を所持しています。弁当を持参しなくてはいけませんか？

A： 一律に弁当対応という事はありません。医師の診断により、極微量のアレルギー物質に反応するなど、学校生活管理指導表に給食対応困難と記載がある場合は給食の提供はできません。

Q10：以前牛乳を飲んで、お腹が痛くなったので、牛乳を飲んでいません。牛乳アレルギーの疑いがあるので、飲用牛乳の除去食対応はできますか？

A： 管理指導表または診断書の提出が必要です。特定の食材を食べて、症状が現れたといっても、食物アレルギーとは限りません。食物アレルギーではなく、乳糖不耐症など、その他疾患の場合もあります。食物アレルギーではない場合、医師の診断書（受診機関の診断書）を提出してください。提出された書類をもとに飲用牛乳の除去食対応を行います。

Q11：宗教上の理由により、弁当持参を希望します。その場合も、学校生活管理指導表の提出は必要ですか？

A： 池田市の学校給食では、宗教ごとの対応が現時点ではできないため、提出の必要はありません。飲用牛乳のみ申込まれる場合は、【様式8】「除去食申込み書/取消し書」（牛乳のみ飲用に○）を提出してください。

Q12：学校生活管理指導表の提出がないと給食の除去食対応はできますか？

A： できません。必ず学校生活管理指導表の提出が必要です。ガイドライン改訂に伴い、国の指針・様式に統一するため提出が必要になります。

Q13：食物アレルギー検査で、給食に出ない食物が陽性となった場合も、学校生活管理指導表の提出は必要ですか？

A： 給食提供の可否については必要ありませんが、学校生活において管理が必要と主治医が判断した場合には提出してください。ただし、エピペン®の処方がある、アナフィラキシー既往歴がある人は提出が必要になります。

◆学校給食について◆**Q14：除去食の対応食品は何ですか？**

A：卵類（鶏卵・うずら卵）、飲用牛乳、パンの完全除去です。給食に出ない食品は、いくら・えび・かに・くるみ・そば・落花生（ピーナッツ）を含む食品と「生卵」は使用しません。

Q15：パンと飲用牛乳を除去した場合、給食費は返金してもらえますか？

A：パン、飲用牛乳については、除去による給食費の返金があります。

多品目の食物除去が必要で医師の診断・指導により弁当対応になる場合は、給食費の徴収はありません。但し、飲用牛乳のみを申し込まれる場合には、牛乳代金のみお支払いください。
(日ごとの変更はできません)

Q16：卵類以外のアレルギー原因物質がある児童で、日によって食べられない献立があるため、家庭から代替のおかずを持参してもいいですか？

A：小学校・中学校は持参可能です。幼稚園・小学校は冊子「(保護者のみなさまへ) 食物アレルギー対応について」のP13-15を参照してください。

※家庭からの代替おかずまたは弁当は、原則、教室での保管になります。(学校園により保管場所の対応は異なります)

Q17：除去食希望ですが、除去する食品が多い場合はどうすればいいですか？

A：学校給食は大量調理のため、「卵類」「飲用牛乳」「パン」のみ除去対応をしています。それ以外のアレルギーの場合は、保護者の責任のもと、代替食または弁当持参をお願いしています。

Q18：コンタミネーション（ごく少量のアレルゲン混入）対応はありますか？

A： 対応はしていません。微量の混入も避ける必要があるかどうかについては主治医に確認し、コンタミネーションに配慮が必要な場合は、事故のリスクを回避するため、家庭から弁当の持参をお願いします。

Q19：アレルギー症状がなくなり食べられるようになったので、除去食対応を終了できますか？

A： はい。ただし、事故防止のため、喫食の可否については医師の診断に基づくことが基本です。既に学校園へ提出してある管理指導表を学校から受取り、管理不要である旨の記載と日付の更新を主治医にしてもらってください。【様式8】「除去食申込み書/取消し書」も併せて提出してください。

◆参考資料◆

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
《令和元年度改訂》 (公益財団法人 日本学校保健会)



URL: <https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省)



URL:

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf